

食料・農業・農村基本計画

環境NGOからの 意見書の概要



日本自然保護協会 日本野鳥の会 世界自然保護基金ジャパン
ラムサール・ネットワーク日本 オリザネット

意見書前文の内容

1. 農業・農村は、自然環境の保全などの多面的機能を有しています。

農業・農村の多面的機能とは

農業は私たち国民に大きな恵みをもたらします

日本の農業・農村は、「食」を支えているだけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など様々な働きを持っています。

このような様々な働きを「農業・農村の多面的機能」といいます。この「農業・農村の多面的機能」は、日本国民の大切な「財産」であり、これを維持・発揮させるためにも、農業を継続することが大変重要です。



農林水産省パンフレット「農業・農村の多面的機能」より

2. 自然環境の保全機能によって、多くの動植物が生息生育しています。



しかし、

3. 農業・農村の自然環境の保全機能は劣化しています。



鳥類



両生類



昆虫



草本類



魚類



樹木

生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（環境省、2016年）の評価結果

表 II-12 農地生態系における生物多様性の損失の状態を示す小項目と評価

評価の凡例			
損失の大きさ			
弱い	中程度	強い	非常に強い
状態の傾向			
回復	横ばい	損失	急速な損失

注：右の表で、矢印を破線で四角囲みしてある項目は評価に用いた情報が不十分であることを示す。

評価項目	評価		
	長期的推移		現在の損失と傾向
	過去50年～20年の間	過去20年～現在の間	
農地生態系の規模・質			
農地生態系に生息・生育する種の個体数・分布			
農作物・家畜の多様性			

生物多様性条約第6回国別報告書（日本国政府 2018年）に示された目標達成状況

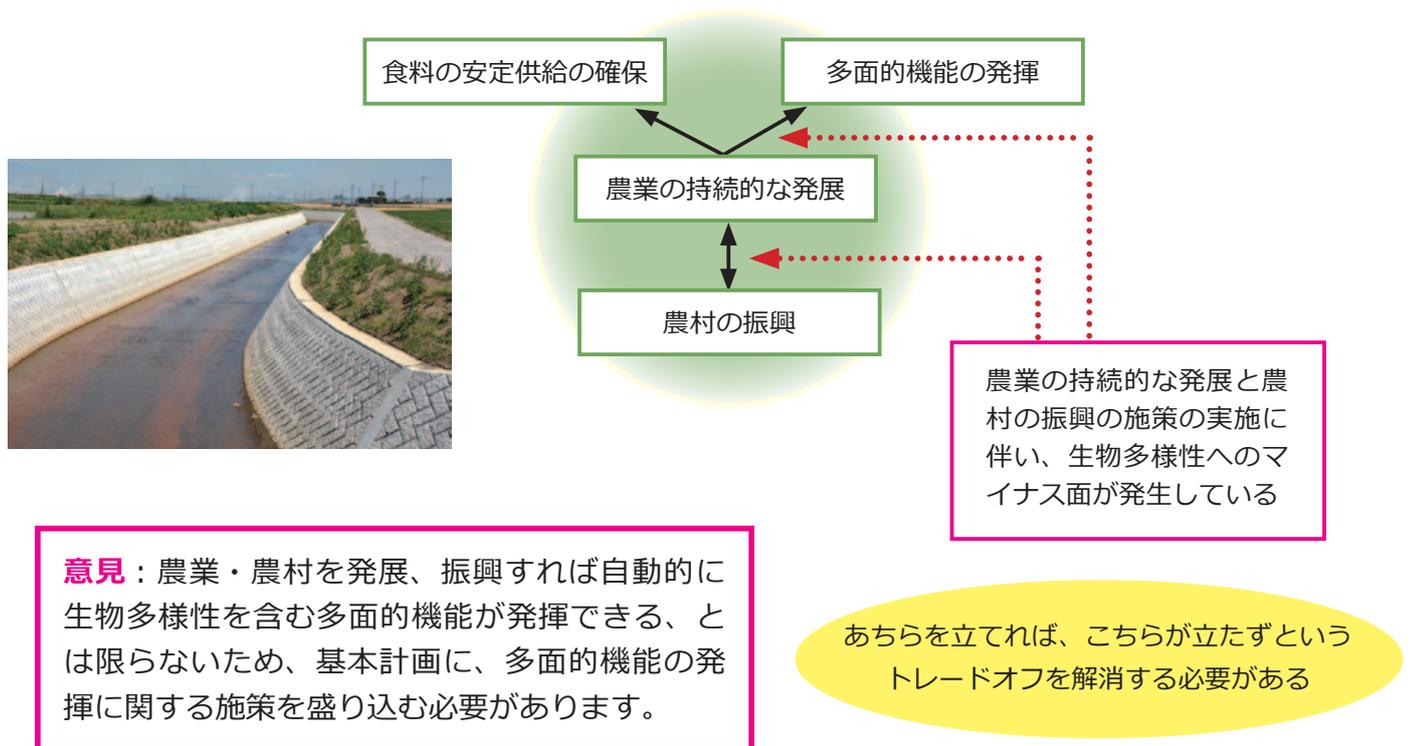
生物多様性国家戦略 2012-2020 国別目標 B-2

2020年までに、生物多様性の保全を確保した農林水産業が持続的に実施される。

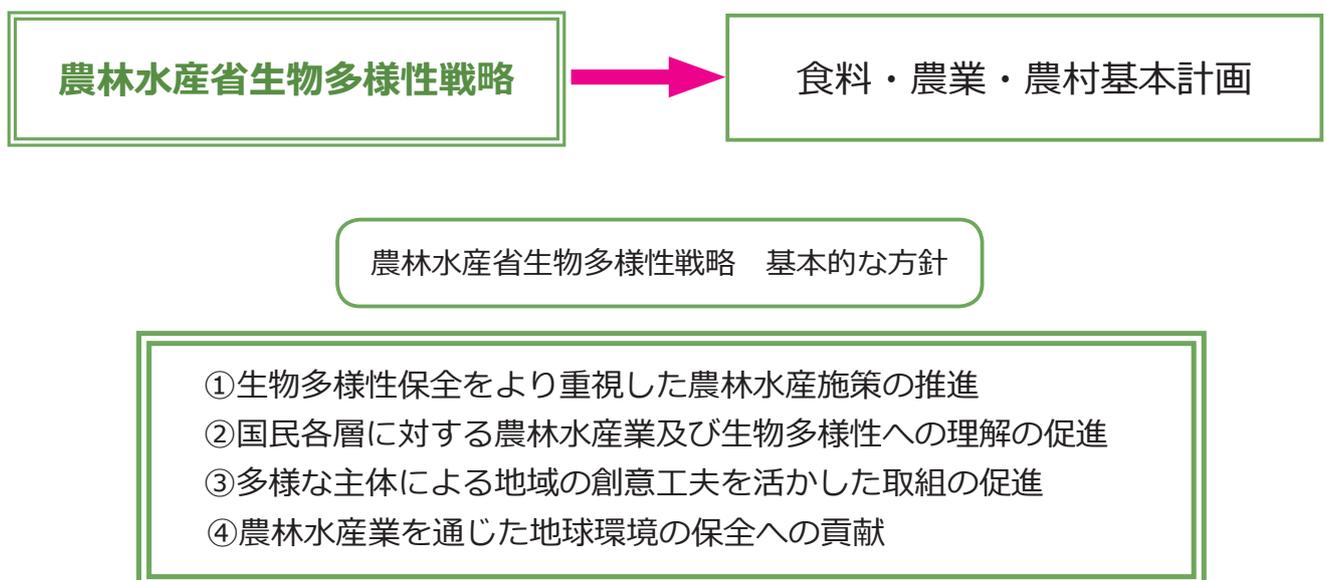
- ：目標を超えて達成する見込み
- ：目標を達成する見込み
- ：目標に向けて進捗しているが不十分な速度
- ：大きな変化なし
- ：目標から遠ざかっている
- ：不明

意見書本文の内容

1. 農業生産による生物多様性の損失の防止

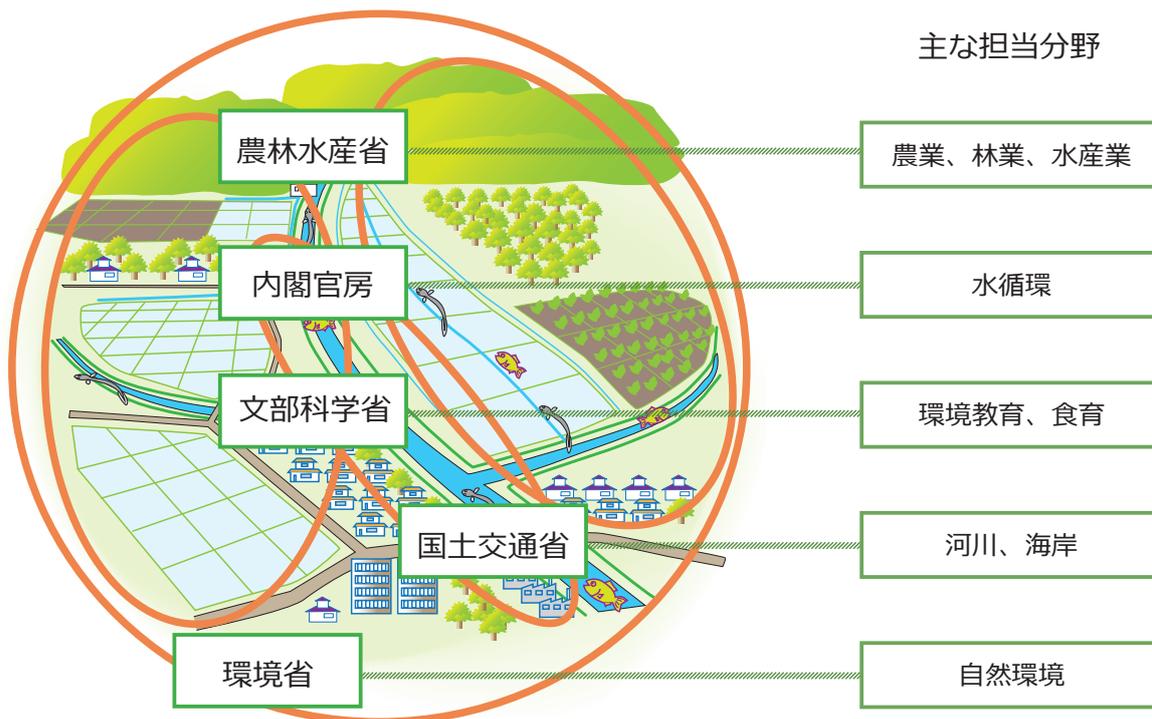


2. 食料・農業・農村基本計画への農林水産省生物多様性戦略の反映



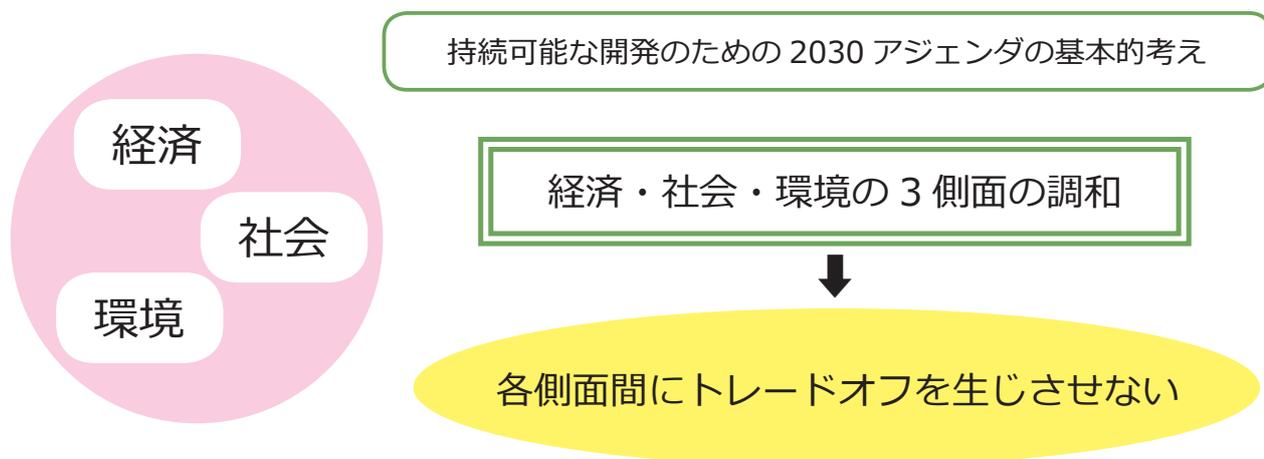
意見：農林水産省生物多様性戦略を、生物多様性保全を含む多面的機能の発揮を掲げる食料・農業・農村基本計画に位置づける必要があります。

3. 生物多様性保全のための関連省庁の連携の推進



意見: 生物多様性保全に向けた総合的な取組みのために、関係省庁の積極的な連携が望まれます。

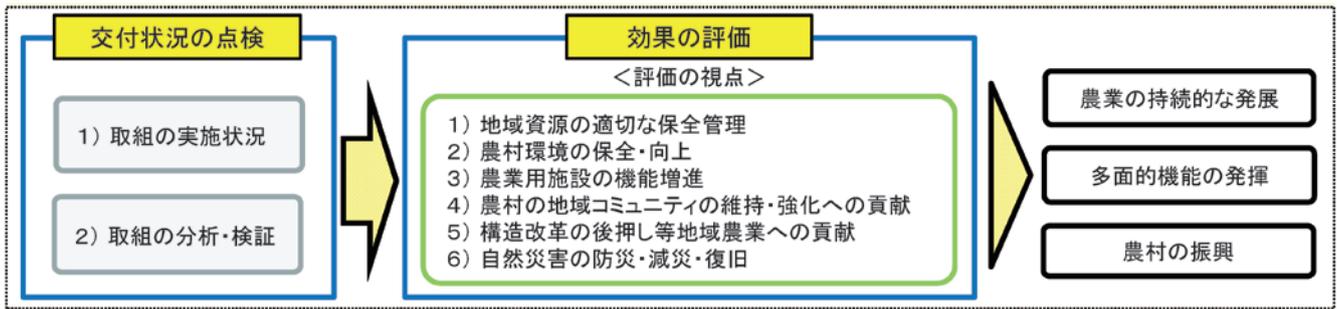
4. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの導入



意見: 基本計画に、経済、社会、環境の 3 側面の調和を図りながら、食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮を実現するという基本的考えを明記する必要があります。

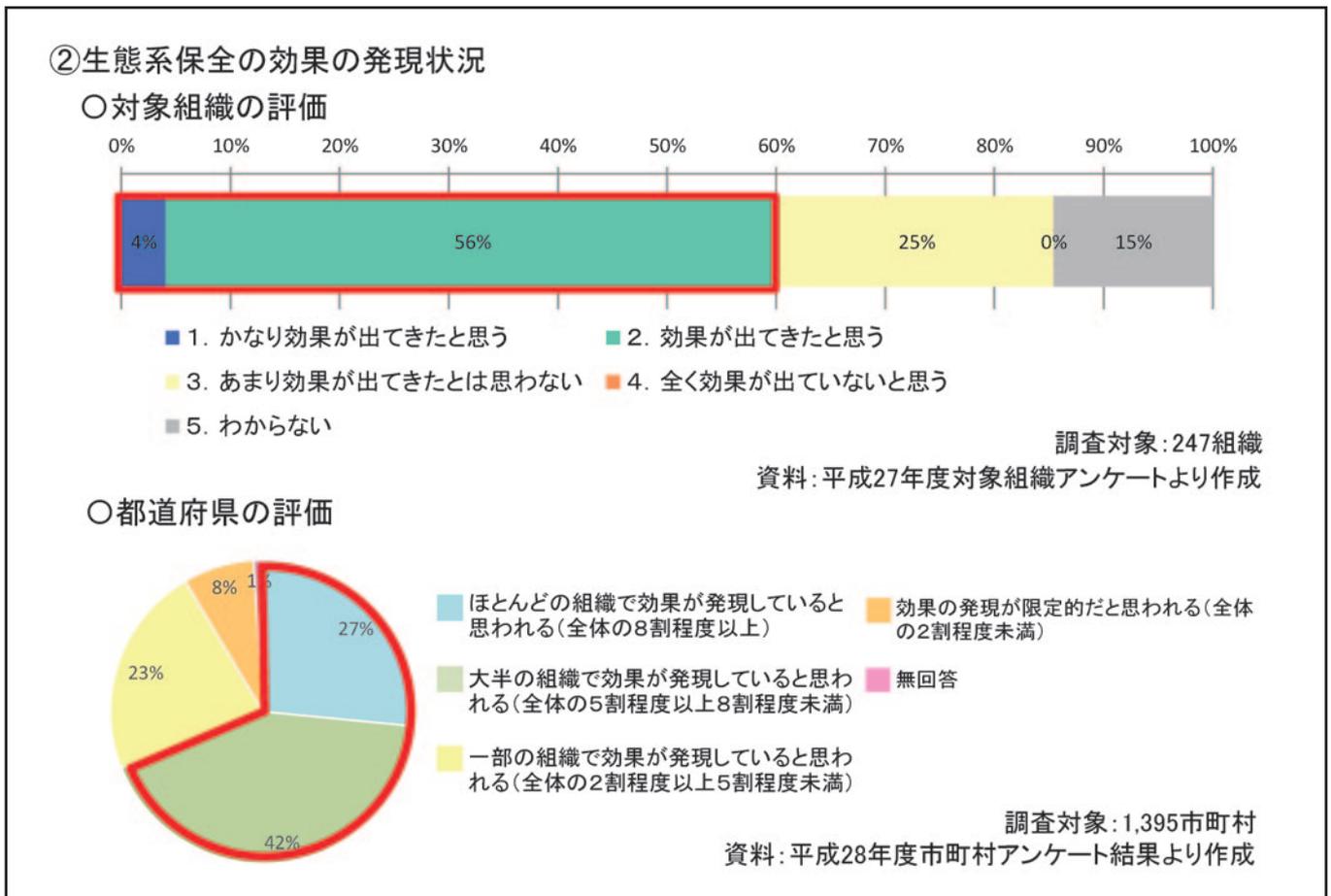
5-2. 多面的機能支払制度の評価方法の改善と指標開発の推進

多面的機能支払交付金の施策の評価のポイント（平成 31 年 3 月）農林水産省 I. 施策の評価の考え方より



意見：「農用地の保全に資する取組の推進を図ること」が法律に定められているのは、農用地の保全が多面的機能の発揮に不可欠だとされているからです（法律第 2 条第 2 項）。しかし、すでに触れてきたように農業生産・農村振興と生物多様性保全との間でのトレードオフを踏まえ、本制度については、本来的に多面的機能の発揮にどれだけ効果的だったかが評価されるべきです。

多面的機能支払交付金の施策の評価（平成 31 年 3 月）農林水産省 より



意見：生態系保全を含めた自然環境の保全などの多面的機能に関する効果の評価は、対象組織や都道府県の担当者などによる主観的な評価が目立ちます。生物多様性保全など多面的機能について向上したか客観的な評価ができるように、専門家による指標などの研究開発の推進を求めます。

5-3. 環境保全型農業直接支払制度の見直し

全国共通取組

カバークロープ

堆肥の施用

有機農業

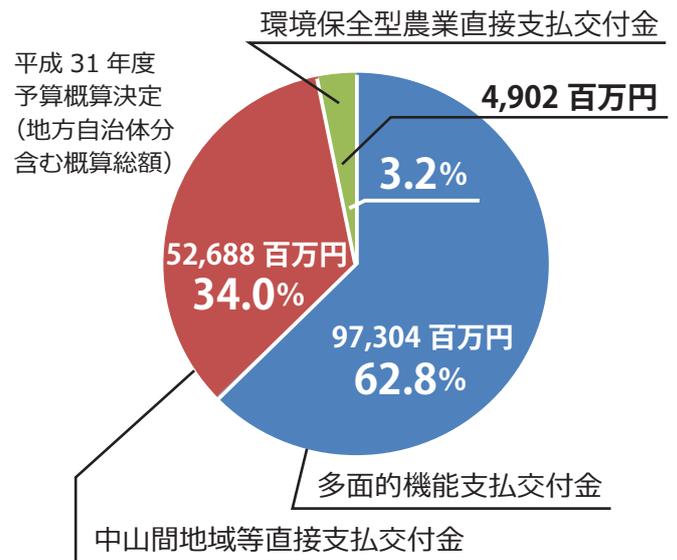
地域特認

耕種的防除、リビングマルチ、草生栽培、秋耕、魚類の保護、ビオトープ、水田内の江、生きものの緩衝地帯、夏期湛水、冬期湛水、中干しの延期、総合的病害虫・雑草管理（IPM）、インセクタリアープランツの植栽、水田の生態系に配慮した雑草管理、敷草用半自然草地の育成管理など。

現状の課題

全国共通取組と地域特認の中から選択。同一のほ場においては、1つの取組みに対してのみ支援。同一ほ場での複数取組みは支援しない。申請額の全国合計が予算額を上回ると交付額が減額され、全国共通取組が優先される。

全体予算の3.2%しかない



意見：農業に起因する地球温暖化の防止や、生物多様性保全に対応するためには、環境保全型農業直接支払制度の取組みメニュー及び予算額が少なすぎます。予算規模の量的な拡大、適用範囲の質的な向上を求めます。さらに全国共通取組と地域特認のどれか一つ実施すればよいというものではなく、複数取組みを奨励するなど制度の改善も必要です。

5-4. 土地改良事業



環境配慮規定

土地改良法 第1条2：土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

土地改良施行令 第2条六：当該土地改良事業が環境との調和に配慮したものであること。

意見：土地改良法、同施行令に、環境配慮が定められていますが、実態では、広大な改良対象面積のごく一部のみへの環境配慮となり、全体としての生物多様性の維持、回復に至らず、土地改良事業が進むほど、生物多様性の劣化が進んでいます。法令の「環境配慮規定」を見直し、モニタリングを行った上での保全対策の実施など、環境配慮の量的、質的な拡大、向上が必要です。